

# 平成 27 年度第 1 回横浜市子ども・子育て会議〔総会〕

日時：平成 27 年 5 月 22 日（金）18:30～20:30

場所：関内新井ビル 11 階 関内新井ホール

## 議事次第

### 1 開会

### 2 こども青少年局長あいさつ

### 3 委員紹介

### 4 事務局紹介

### 5 議事

- (1) 会議の運営及び各部会の所掌事項について
- (2) 委員長、副委員長の選任について
- (3) 部会の委員・部会長の指名について
- (4) 横浜市子ども・子育て支援事業計画について
- (5) 年間スケジュールについて

### 6 報告事項

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数について
- (2) 平成 27 年度事業概要について

### 7 その他

### 8 閉会

#### 【添付資料】

- 資料 1－1 横浜市子ども・子育て会議委員名簿
- 資料 1－2 横浜市子ども・子育て会議事務局名簿
- 資料 2－1 横浜市子ども・子育て会議の概要について
- 資料 2－2 横浜市子ども・子育て会議条例（平成 27 年 4 月 1 日施行）
- 資料 2－3 横浜市子ども・子育て会議運営要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行）
- 資料 3 平成 27 年度における会議開催スケジュール（予定）について
- 資料 4 平成 27 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数について
- 資料 5 平成 27 年度こども青少年局事業概要
- 資料 6 横浜市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

#### 【参考資料】

- ・平成 27 年度健康福祉局事業概要（抜粋）
- ・平成 27 年度教育委員会事務局事業概要



| 1  | PTA |  |
|----|-----|--|
| 2  |     |  |
| 3  |     |  |
| 4  |     |  |
| 5  |     |  |
| 6  |     |  |
| 7  |     |  |
| 8  |     |  |
| 9  |     |  |
| 10 |     |  |
| 11 |     |  |
| 12 |     |  |
| 13 |     |  |
| 14 |     |  |
| 15 |     |  |
| 16 |     |  |
| 17 |     |  |
| 18 |     |  |
| 19 |     |  |
| 20 |     |  |

こども青少年局

| 区分        | 所 属                    | 氏 名       |
|-----------|------------------------|-----------|
| 局長        | こども青少年局長               | 田 中 博 章   |
| 部 長       | こども青少年局副局長(総務部長)       | 島 田 和 久   |
|           | こども青少年局医務担当部長          | 辻 本 愛 子   |
|           | 青少年部長                  | 藤 沼 純 一 郎 |
|           | 子育て支援部長                | 宮 本 正 彦   |
|           | 保育対策等担当部長              | 齋 藤 功     |
|           | こども福祉保健部長              | 細 野 博 嗣   |
|           | 中央児童相談所長(児童相談所統括担当部長兼) | 金 井 剛     |
| 課 長       | 総務課長                   | 岡 ノ 谷 雅 之 |
|           | 青少年育成課長                | 村 上 謙 介   |
|           | 青少年相談センター所長            | 内 田 太 郎   |
|           | 放課後児童育成課長              | 齋 藤 紀 子   |
|           | 放課後児童育成課整備担当課長         | 竹 下 幸 紀   |
|           | 子育て支援課長                | 齋 藤 真 美 奈 |
|           | 保育・教育運営課長              | 竹 田 良 雄   |
|           | 保育・教育運営課運営指導等担当課長      | 石 田 登     |
|           | 保育・教育運営課給付・支給認定担当課長    | 青 木 正 博   |
|           | 保育・教育人材課長              | 伊 藤 ゆ か り |
|           | 保育・教育人材課幼・保・小連携担当課長    | 金 子 正 人   |
|           | 保育対策課長                 | 渋 谷 昭 子   |
|           | 保育対策課担当課長              | 杉 山 雅 之   |
|           | 保育対策課担当課長              | 岡 本 今 日 子 |
|           | こども施設整備課長              | 松 本 貴 行   |
|           | こども家庭課長                | 谷 口 千 尋   |
|           | こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長    | 田 中 弘 子   |
|           | こども家庭課児童施設担当課長         | 菅 原 正 興   |
|           | こども家庭課親子保健担当課長         | 近 藤 政 代   |
|           | 中央児童相談所虐待対応・地域連携課長     | 上 原 嘉 明   |
| 障害児福祉保健課長 | 佐 藤 祐 子                |           |
| 係 長       | 青少年育成課担当係長             | 大 原 礼     |
|           | 放課後児童育成課担当係長           | 千 葉 省 一   |
|           | 子育て支援課子育て支援係長          | 名 越 英 治   |
|           | 保育・教育運営課運営調整係長         | 鎌 田 学     |
|           | 保育対策課担当係長              | 安 形 和 倫   |
|           | こども施設整備課担当係長           | 水 野 文 彬   |
|           | こども家庭課こども家庭係長          | 八 木 慶 子   |
|           | 障害児福祉保健課担当係長           | 柴 山 一 彦   |

関係局

|        |                   |         |
|--------|-------------------|---------|
| 企画担当課長 | 健康福祉局 企画課長        | 氏 家 亮 一 |
|        | 教育委員会事務局 教育政策推進課長 | 高 見 暁 子 |

事務担当

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 企画調整課長                 | 吉 川 直 友 |
| 企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当課長 | 福 嶋 誠 也 |
| 企画調整課 企画調整係長           | 柿 沼 千 尋 |
| 企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当係長 | 原 弘 岳   |

平成27年4月1日現在

## 横浜市子ども・子育て会議の概要

### 1 趣旨

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められており、本市においては、平成25年3月に「横浜市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「横浜市子ども・子育て会議」を設置しました。

平成26年9月には、認定こども園法に基づく、幼保連携型認定こども園の設置認可等の審議事項を加えるとともに、平成27年4月からは、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に関する審議について、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定に関する審議と一体的に行うこととしました。

「横浜市子ども・子育て会議」は、幅広く本市の子ども・青少年のため施策の推進等について御審議をいただく附属機関となります。

### 2 「横浜市子ども・子育て会議」の審議事項

#### (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項に関する調査審議

- ア 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関すること
- イ 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関すること
- ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
- エ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること

#### (2) 幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する調査審議

幼保連携型認定こども園の設置認可、事業停止命令、認可取消、設備運営基準の向上の勧告に関すること

#### (3) その他子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項の調査審議

#### (4) 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定及び評価するための調査審議

### 3 委員

子ども・子育て支援に関し学識経験のある方、子育て当事者・支援者、保育・教育関係者、保健医療関係者、公募による市民委員など、幅広い分野から委員にご就任をいただいています。

また、特定の分野を専門的にご審議いただくため、部会を設置しています。部会の委員には、本会議委員をはじめ、臨時委員にもご参加いただいています。

なお、委員の任期は2年ですが、横浜市児童福祉審議会の部会と同じ委員構成により審議を行う部会があり、委嘱期間を合わせるため、平成27年4月1日に委嘱する委員の任期は、横浜市児童福祉審議会の委員任期（平成26年11月1日～28年10月31日）の終了時期に合わせて1年7か月とし、その後は通常どおり2年の任期とします。

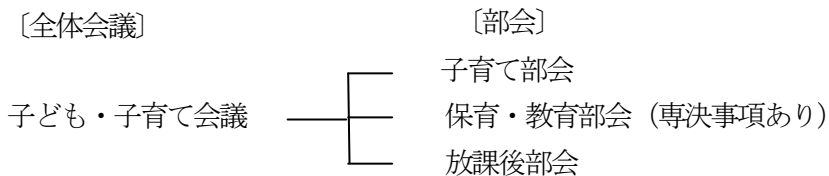
### 4 会議組織構成

横浜市子ども・子育て会議においては、特定の分野を専門的にご審議いただくため、子育て部会、保育・

教育部会、放課後部会の3つの部会を設置しています。

なお、特定教育・保育施設の認可等の個別審議を数多く行うことが想定される保育・教育部会については、部会の調査審議事項の一部について、部会の専決事項とし、保育・教育部会の決定を子育て会議の決定とすることとしています。

また、保育・教育部会において、部会の専決を行った場合は、次回の子ども・子育て会議において報告することとしています。



## 5 各部会の主な所掌事項

### (1) 子育て部会

- 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること  
(利用者支援に関する事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、妊婦に対して健康診査を実施する事業、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携等)

### (2) 保育・教育部会 (アンダーライン：専決事項)

- 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること  
(施設型給付、地域型保育給付、利用者支援に関する事業、時間外保育事業、一時預かり事業、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容等)

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること

○幼保連携型認定こども園の認可等に関すること

○幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること

○幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること

○幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること

○子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること

### (3) 放課後部会

- 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること  
(放課後児童健全育成事業、放課後施策に関連する事業等)

## 6 会議開催状況（第1期 全体会）

|             | 日程          | 議題   |
|-------------|-------------|--|
| 25年度<br>第1回 | 平成25年5月15日  | (1) 子ども・子育て支援制度について<br>(2) 横浜市子ども・子育て会議の進め方について<br>(3) その他             |
| 第2回         | 平成25年9月24日  | (1) 事業計画の策定について<br>(2) 部会の設置について<br>(3) 市民委員について                       |
| 第3回         | 平成26年3月18日  | (1) 部会における検討状況報告<br>(2) 事業計画の素案骨子（案）について<br>(3) その他                    |
| 26年度<br>第1回 | 平成26年6月17日  | (1) 各種基準案に対する意見書のとりまとめについて<br>(2) 部会における検討状況報告<br>(3) その他              |
| 第2回         | 平成26年8月8日   | (1) 事業計画関連について<br>(2) 利用者負担関連について<br>(3) 各種基準条例関連について                  |
| 第3回         | 平成26年10月16日 | (1) 子ども・子育て支援事業計画関連（確保方策、素案）について<br>(2) 部会における検討状況報告<br>(3) その他        |
| 第4回         | 平成27年1月6日   | (1) 子ども・子育て支援事業計画原案（案）について<br>(2) 部会における検討状況報告<br>(3) その他              |
| 第5回         | 平成27年3月25日  | (1) 幼保連携型認定こども園の認可について<br>(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について<br>(3) その他 |

(平成 27 年 4 月 1 日施行版)

## 横浜市子ども・子育て会議条例

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
  - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
  - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

## (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第 6 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。



## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企 1019 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

| 部会の名称   | 調査審議事項   |
|---------|--|
| 子育て部会   | 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）  |
| 保育・教育部会 | 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）<br>2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）<br>3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）<br>4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）<br>5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）<br>6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）<br>7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） |
| 放課後部会   | 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）  |

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、子育て会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。